

安全保障理事会議長声明

「不拡散/朝鮮民主主義人民共和国」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2012年4月16日、月曜日に開催された、安全保障理事会の第6752回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を發した。

安全保障理事会は、朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）による2012年3月13日（現地時間）の發射を強く非難する。

安全保障理事会は、この衛星發射、並びに衛星發射若しくは宇宙ロケットとしての性格であったとしても、弾道ミサイルの技術を使用したいかなる發射も、安全保障理事会決議1718（2006）および1874（2009）の重大な違反であることを強調する。

安全保障理事会は、かかる發射が同地域における重大な安全上の懸念の原因となったことを憂慮する。

安全保障理事会は、DPRKが弾道ミサイルの技術を使用した更なる發射を行わないことまたその弾道ミサイル計画に関連した全ての活動を中止することにより決議1718（2006）および1874（2009）を遵守したこの文脈でミサイル發射に関するモラトリアムへの同国の既存の約束を再確立することを要求する。

安全保障理事会は、決議1718（2006）の第8項で課され、決議1874（2009）で修正された措置を調整することに合意する。安全保障理事会は、決議1718（2006）に従って設立された委員会に対し、以下の任務を行いまた15日以内に安全保障理事会に報告することを指示する。

- (a) 追加の団体および品目を指定する
- (b) 個人、団体および品目についての委員会の一覧表（S/2009/205 と INFCIRC/254/Rev.9/Part.1）に含まれている情報を更新し、その後は年単位で更新する
- (c) 委員会の年次作業計画を更新する

安全保障理事会は、同委員会が15日以内に前項に従って行動しなかった場合には、安全保障理事会は、それから5日以内にこれらの措置を調整するための行動を完了することに、更に合意する。

安全保障理事会は、DPRKが、全ての核兵器および既存の核計画を完全な、立証できるかつ撤回できないやり方で断念し、直ちに関連する全ての活動をやめることを含めて、安全保障理事会決議1718（2006）および1874（2009）の下でのその義務を直ちに完全に遵守し、また弾道ミサイルの技術を使用した更なる發射、核実験若しくは何らかの更なる挑発行為を行わないことを要求する。

安全保障理事会は、全ての加盟国に対し、決議1718（2006）および1874（2009）に従ったその義務を完全に履行することを求める。

安全保障理事会は、更なる DPRK の発射若しくは核実験の場合には、それに応じて行動をとる安保理の決意を表明する。